

令和3年度 東近江市スポーツ施設有料広告掲載募集要項

1 広告募集趣旨

東近江市のスポーツ施設の有効活用を図るため、同施設内に広告（看板）エリアを設置し、企業、団体等の広告スペースとして活用していただくため、広告主を募集します。

広告料収入については、競技力向上や大会誘致のための備品購入など、東近江市のスポーツを支え、盛り上げる資金として活用させていただきます。

2 広告（看板）掲載の内容

・設置施設 東近江市能登川アリーナ（東近江市山路町2225）

※輻射空調パネル防護カバー（縦約44センチメートル×横約160センチメートル）の
広告枠 全30枠

（実効は縦約40センチメートル×横150センチメートル、緑地（色指定 マンセル値
2.5BG6/6）のビニールに白字で印刷又は白色カッティングシート貼付による。）

※お申し込みいただいた方の業種やデザイン等の広告内容について審査を行い、広告主を決定します。

参考：能登川アリーナ利用状況等

○利用者数 平成30年度 約31,000人（旧能登川スポーツセンター）

平成31年度 約33,000人（旧能登川スポーツセンター）

○令和3年度中はほとんど毎週末、市県レベルの各種スポーツ大会の予約が入っています。また平日も昼夜を問わず8割を超える稼働率（利用率）となる予定です。

○令和7年開催予定の第79回国民スポーツ大会のボクシング競技会場として内定

3 広告の掲載期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までの期間で、1箇月単位とし、掲載初日は月の1日とし、掲載終了は月の末日とします。ただし、期間の延長は妨げません。

※掲載期間内であれば広告物の差替えも可能です。ただし、差替え毎に事前審査が必要になります。その場合、東近江市スポーツ施設有料広告掲載取扱基準第7条に規定した広告のデザイン素案を、掲載予定日の30日前までに提出してください。

4 広告の掲示場所

広告の掲示場所については、アリーナ内掲示可能場所30面のうち、第1希望から第3希望までを申込書に御記入いただき、希望場所が重複した場合は、抽選により決定します。

5 広告掲載料及び納入方法

1枠当たり、1箇月4,000円（消費税及び地方消費税含む。）とします。

また、別途初期費用（広告看板製作費）として1枠当たり15,000円が必要です。

なお、広告掲載料及び初期費用については、許可後直ちに指定管理者であるSPキムラSSKグループ（能登川アリーナ内事務所）へ全額納付してください。納付されたことを確認

した後、広告看板製作に取り掛かります。

6 応募資格

次のような民間事業者等が対象となります。

- (1) 東近江市広告掲載取扱要綱第4条に規定する事業者等に該当しない者

7 掲載できない広告

東近江市広告掲載取扱要綱第4条に定めるもののほか、次の広告は掲載できません。

- (1) スポーツ施設利用上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) スポーツ施設として調和を損なうもの

8 申込方法及び提出書類

(1) 申込方法

東近江市スポーツ施設有料広告掲載申込書（様式1号）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入、捺印の上、掲載を希望される広告デザイン図面（作成中の場合は、予定原稿）等の資料と併せて持参又は郵送の方法で、申込受付期間内に下記応募先に提出してください。

なお、申込みにかかる一切の費用は申込者の負担となります。

(2) 申込受付期間

掲載希望月の2箇月前の月末、午後5時15分とする。

（月末が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、同月内の平日とします。）

※初回の申込み締切は、令和3年4月30日（金）午後5時15分

(3) 提出書類

ア 東近江市スポーツ施設有料広告掲載申込書（様式1号）

イ 誓約書兼同意書

ウ 広告の原稿（A4規格に縮小したもの）

エ 申込者（法人又は団体）の概要がわかる書類（企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど）

9 選定方法

募集期間終了後に応募された内容等を市が総合的に判断して決定します。

また、広告掲載希望者が募集した枠数を超えた場合は、抽選により決定します。

10 応募及びお問合せ先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課 電話0748-24-5675